

# 令和7年度狩猟者登録手続きのご案内

## 1 提出書類

### (1) 狩猟者登録申請書

異なる狩猟免許の種類ごとに1通ずつ必要です。

(例) わな猟免許と第一種銃猟免許の狩猟者登録をする場合、2通必要です。

黒インク又は黒のボールペンで記入してください。

#### ■登録手数料

※登録会場では県収入証紙を販売しておりません。事前に県収入証紙を購入し、申請書に1,800円分の県収入証紙を貼付してください。

### (2) 狩猟税申告書

異なる狩猟免許の種類ごとに1通ずつ必要です。

### (3) 写真

登録しようとする狩猟免許1種類ごとに2枚必要です。

(例) わな猟免許と第一種銃猟免許の狩猟者登録をする場合、写真が4枚必要です。

1枚は申請書に貼付してください。(登録会場では、込み合うことが予想されますので、時間短縮の観点から写真の切り抜き、貼付については事前に行ってください。)

申請日以前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のタテ3.0cm、ヨコ2.4cmの写真をご用意ください。

### (4) 狩猟により生じる損害の賠償についての要件を備えていることを証する書面【損害賠償能力(3,000万円以上)を有することの証明書】

以下のいずれかをご用意ください。

ア 一般社団法人大日本猟友会の共済事業の被共済者であることの証明書の原本又は写し

イ 狩猟事故に係る損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることを証明できるもの(ハンター賠償責任保険付保証証明書(別紙様式)又は保険証書の写し)

### (5) 狩猟免状の原本又は写し

### (6) 狩猟税の減免対象者であることを証する書類

減免対象者は、別紙1(裏面)の「減免対象者であることを証する書類」が必要です。

### (7) 狩猟税

狩猟税は、当日登録会場で現金(県収入証紙でも可)で納めてください。

詳しくは、県税事務所(087-806-0310)にお問い合わせください。

	県民税の所得割額を納めている人	本年度県民税の所得割額を納めなくてよい人 (市町長の証明書が必要)
網猟免許	8,200円	5,500円
わな猟免許	8,200円	5,500円
第一種銃猟免許	16,500円	11,000円
第二種銃猟免許		5,500円

減免措置については別紙1を参照してください。

## 2 狩猟者登録手続き日程

### ① 香川県狩猟クラブに所属している方及び入会予定の方

受付日時	会 場	受付時間	対 象 者
10月1日 (水) 10:00 ～15:00まで	香川県農業協同組合 三木町支店 (木田郡三木町氷上 364-1)	10:00～ 12:00	さぬき支部の方
		13:00～ 15:00	三木支部の方
10月3日 (金) 10:00 ～15:00まで	四条公民館 (仲多度郡まんのう町吉 野下 281)	10:00～ 12:00	仲多度支部の方
		13:00～ 15:00	上記日程で登録できなかった方

### ② 香川県猟友会に所属している方及び入会予定の方

受付日時	会 場	受付時間	対 象 者	
10月7日 (火) 10:00 ～15:00まで	土庄町総合会館 (フレトピアホール) (土庄町甲 267-78)	10:00～ 12:00	小豆地区の方	
		13:00～ 15:00		
10月9日 (木) 10:00 ～15:00まで	豊中町農村環境改善セ ンター (三豊市豊中町本山甲 160-1)	10:00～ 12:00	高瀬地区の方 豊浜地区の方	
		13:00～ 15:00		
10月14日 (火) 10:00 ～15:00まで		10:00～ 12:00	観音寺地区の方	
		13:00～ 15:00		

10月16日(木) 10:00 ～15:00まで	まんのう町琴南農村環境改善センター (仲多度郡まんのう町造田1974-1)	10:00～ 12:00	善通寺地区の方 仲多度地区の方
		13:00～ 15:00	綾歌地区の方
10月21日(火) 10:00 ～15:00まで	丸亀市飯山総合保健福祉センター (丸亀市飯山町下法軍寺581-1)	10:00～ 12:00	丸亀地区の方
		13:00～ 15:00	坂出地区の方
10月23日(木) 10:00 ～15:00まで	東かがわ市交流プラザ 2階多目的ホール (東かがわ市湊1806-2)	10:00～ 12:00	東讃地区の方
		13:00～ 15:00	
10月28日(火) 10:00 ～15:00まで	高松市川東コミュニティセンター (高松市香川町川東上1865-13)	10:00～ 12:00	高松南地区の方 三木・香川地区の方
		13:00～ 15:00	高松西地区の方
10月30日(木) 10:00 ～15:00まで	高松市牟礼コミュニティセンター (高松市牟礼町牟礼302-1)	10:00～ 12:00	高松北地区の方 各地区日程で登録できなかった方
		13:00～ 15:00	さぬき北地区の方 各地区日程で登録できなかった方

③ 個人で損害賠償保険等の御準備をされている方や上記日程で未登録の方  
(保険加入等は事前に済ませてお越しください。)

受付日時	会 場
11月4日(火) 10:00 ～12:00まで	香川県農業協同組合 東讃営農センター 3階大ホール (高松市下田井町367-1)

### 3 その他注意事項

- (1) 住所を変更された方及び狩猟免状を紛失された方については、狩猟者登録日までに香川県環境森林部みどり保全課(087-832-3212)までご連絡のうえ、住所等変更の届出、狩猟免状の再交付申請を行ってください。
- (2) 11月4日（火）までに、狩猟者登録の手続きを終えてない方については、11月5日（水）以降に、県庁で狩猟者登録の受付を随時行います。  
その際は、事前に香川県みどり保全課(087-832-3212)までご連絡ください。手続きの方法や流れについて説明します。
- (3) 香川県みどり保全課へのご連絡は、平日の8時30分から12時、13時から17時までにお願いします。狩猟者登録手続きも同様の時間帯でお願いします。
- (4) 狩猟税の免除に必要な「対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書」は、各市町から発行されますので、必ず原本を会場に持参してください。持参されなかった場合は狩猟税の免除措置の対象とはなりません。
- (5) 有害鳥獣捕獲による狩猟税の減免措置を希望される方は、必ず捕獲などの実績を記入した捕獲許可証の写しを持参してください。捕獲実績がない場合は狩猟税の減免措置の対象とはなりません。